

岩沼市定額減税補足給付金(不足額給付)

対象者/令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下であり、令和6年度に実施した当初調整給付金に不足等が生じた方などで、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」に該当する方

※所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けた方は対象外です。

※定額減税前の所得税および個人住民税所得割が0円で、低所得者世帯向けの給付の対象世帯に該当した方は対象外です。

不足額給付Ⅰ

対象者/令和5年所得に比べて令和6年所得が減少した方など

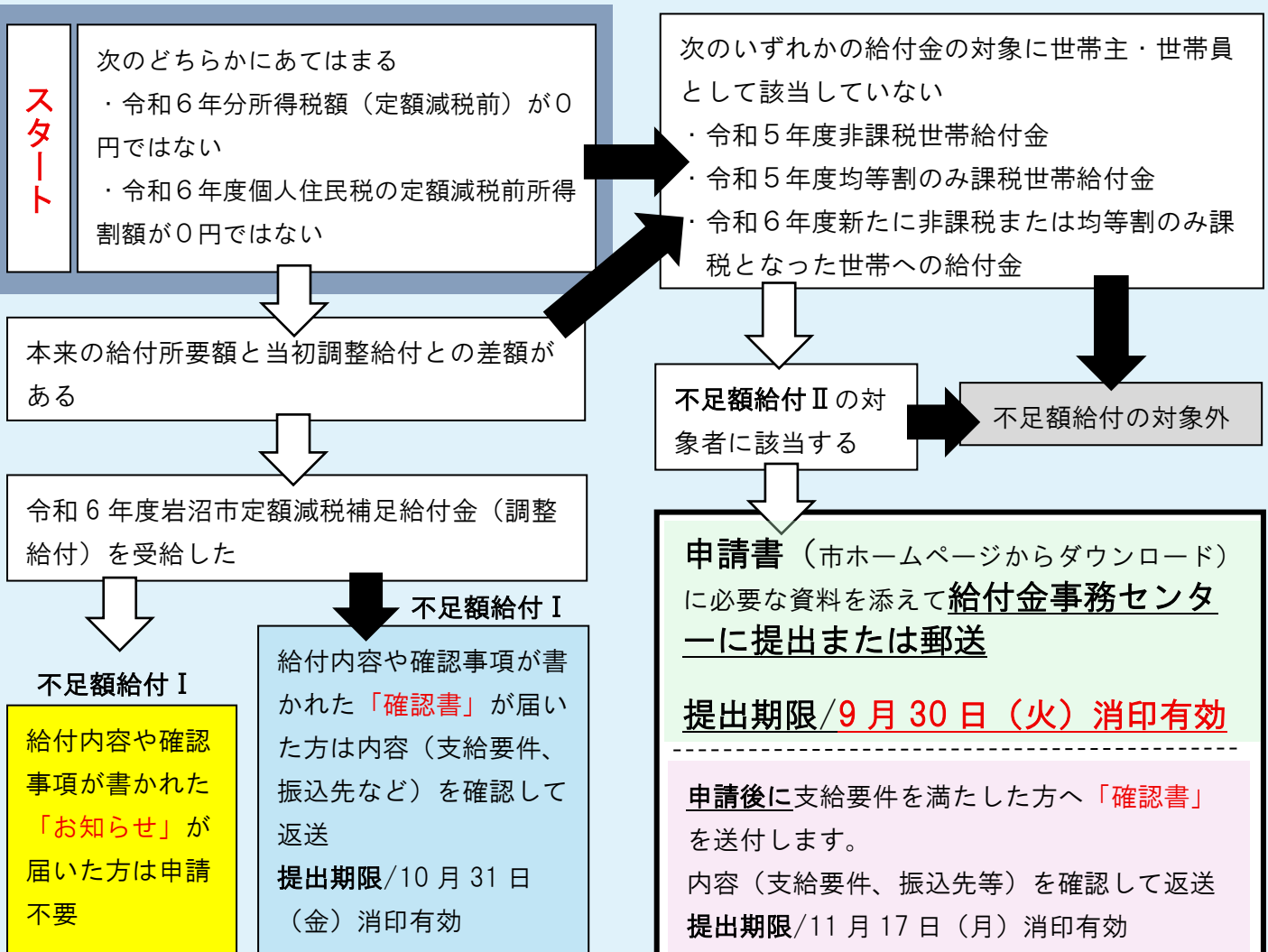
不足額給付Ⅱ

対象者/青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の方など

【簡易】定額減税補足給付金(不足額給付)の該当フローチャート

はい いいえ

※本フローチャートは広報いわぬま8月号からの抜粋であり、給付金の支給可否を保証するものではありません



申請・お問合せ先(平日9時~17時)

- ・給付金事務センター(市役所1階旧食堂、電話23-0369)
- ・市民税務課 市民税係(市役所2階、電話23-0291)